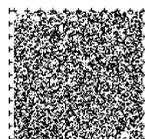


みやぎ 障害者プラン



平成30年3月
宮 城 県



はじめに



我が県では、平成23年3月に県の障害者計画である「みやぎ障害者プラン」を策定し、プランの基本理念である「だれもが生きがいを実感しながら共に充実した生活を送ることができる地域社会づくり」を目指し、関連施策の推進に努めてまいりました。

この間、我が国では、平成19年9月に署名した「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備として、社会的障壁の定義や合理的配慮の提供等を定めた「障害者基本法」の改正や、障害者基本法の基本原則を具体化した「障害者差別解消法」の制定、障害のある人の雇用分野における差別の禁止等を定めた「障害者雇用促進法」の改正などが行われたほか、障害のある人に必要な障害福祉サービスの提供等を定めた「障害者総合支援法」等が制定・施行されるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化いたしました。また、プラン策定直後に発生した東日本大震災は、障害のある人及び障害福祉関係施設等にも甚大な被害をもたらしましたが、復旧復興の過程において、関係施設等の災害対策のあり方や、障害のある人をはじめとする要配慮避難者への対応、被災者の心のケア対策など、震災を契機として顕在化した新たな課題への対応も求められています。

県では、こうした状況を踏まえ、このたび、平成30年度から35年度までの6年間の計画期間とする「みやぎ障害者プラン」を新たに策定いたしました。

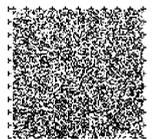
新プランでは、これまでの基本理念を踏襲しつつ、県内の障害のある方々へのアンケート調査の結果等を踏まえ、地域で充実した生活を送るために重要な「障害を理由とする差別の解消」、「雇用・就労等の促進による経済的自立」、「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」の3つを重点施策に掲げるとともに、基本理念に基づく3分野（「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」）ごとの課題と、その解決に向けた施策の方向について取りまとめております。

今後は、この新プランに基づき、市町村や関係団体等と連携しながら、障害福祉施策の一層の推進に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、プランの策定に当たり、多大なる御指導と御協力を賜りました「宮城県障害者施策推進協議会」の委員の皆様、関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

宮城県知事 村井嘉浩



総論

1	計画策定の趣旨・背景	2
2	基本的な考え方	5
3	計画期間	5
4	対象とする障害のある人の範囲	5
5	計画の全体構成	6

障害のある人の現状等

1	障害者手帳所持者数の推移	10
2	障害福祉サービス費等の推移	14
3	障害福祉サービス事業所等数の推移	16
4	平成28年度「宮城県障害者施策推進基礎調査」結果の概要	20

重点施策

1	障害を理由とする差別の解消	24
2	雇用・就労等の促進による経済的自立	28
3	自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成	33

各論

第1章	共に生活するために	
第1節	「心のバリアフリー」の推進	40
第2節	「情報のバリアフリー」の推進	44
第3節	誰もが住みやすいまちづくりの推進	46
第2章	いきいきと生活するために	
第1節	活動・活躍の機会創出と参加促進	48
第2節	多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実	51
第3節	雇用・就労の促進	54
第3章	安心して生活するために	
第1節	相談支援体制の拡充	58
第2節	生活安定のための支援	61
第3節	在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備	62
第4節	保健・医療・福祉等の連携促進	66
第5節	防犯・防災対策の充実	72

プランの推進と進行管理	77
-------------	----

用語の解説	83
-------	----

